

奨学金制度って？

経済的な理由により進学が難しい学生に対し、学費の支援をする制度です。

＜奨学金の種類＞

- ★ 貸与・無利子型
- ★ 貸与・有利子型
- ★ 給付型

『給付型』は返還が不要ですが、
『貸与型』は、返還が必要です。

『貸与型』はなぜ返還が必要？

現在の奨学金のほとんどが『貸与型』です。それは、返還金が、後輩のための奨学金となる大切なものだからです。

ただし、返還時の事情によっては、返還の猶予や免除が受けられることがありますので、各取扱団体へ問い合わせてください。



「進学したいけど経済的に不安・・・」

そんなときは、学校の先生、社会福祉協議会、お住まいの福祉事務所、民生委員さん等に相談してみてください。

返還額や返還年数は、各奨学金により異なりますので、事前に必ず確認してください。



毎月の返還額(見込)について

◎(公財)長崎県育英会の場合

◆高校入学者・貸与年数3年の場合(円)

貸与月額	貸与総額	返還月額	返還年数
20,000	720,000	6,000	10年
35,000	1,260,000	8,070	13年

※高校等入学時奨学金の貸与を受ける場合は総額に100,000円を加算した額に対応した返還になります。

◆大学等入学時奨学金(一括貸与)の場合(円)

貸与額	返還月額	返還年数
300,000	3,750	6年8月
500,000	5,200	8年
700,000	5,830	10年

◎日本学生支援機構の場合

(円)

区分	貸与月額	貸与総額	返還月額	返還年数
第一種(無利子)	51,000	2,448,000	13,600	15年
第二種(有利子)	50,000	2,400,000	13,504	15年

※固定金利(年0.16%)の場合

長崎県教育庁教育環境整備課

☎095-894-3323

長崎県 教育環境整備課



このリーフレットに記載の情報は、変更されていることがあります。なお、募集時期等詳しい内容は、各取扱団体へお問合せください。

令和6年3月発行

